

自転車安全利用五則

「自転車安全利用五則」とは、平成19年7月10日、交通対策本部の決定により、自転車に乗るときに、守るべきルールのうち、特に重要な5つをあげたものです。

自転車安全利用五則

1. 自転車は車道が原則歩道は例外

13歳未満や70歳以上は歩道を通行することもできます

2. 車道は左側を通行

3. 歩道は歩行者優先で車道寄りを徐行

4. 安全ルールを守る

・飲酒運転・二人乗り・並進の禁止

・夜間はライトを点灯

・交差点での信号遵守と一時停止・安全確認

5. 子供はヘルメットを着用

自転車安全利用五則(子ども版)

1. 大人が運転する自転車は車道を通ります

小学生や小さい子は歩道を通行することもできます

2. 左側を通行

3. 歩道は歩行者優先で車道寄りをゆっくり通ります

歩く人を守って通行

4. ルールを守ります

- 二人乗り禁止・横に並んで進んではいけません
- 暗くなったらライトON
- 信号を守って・安全確認

5. 子供はヘルメットを着用